

給水装置管理要綱

(令和2年8月25日管理者決定)

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号。以下「条例」という。）第26条第3項ただし書の規定に基づき、神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月水規程第3号）第19条に規定する、修繕工事を無料とする範囲、及び条例第26条の2に規定する、給水装置の切り離しに関する取扱いについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「修繕工事」 給水装置の修繕工事をいう。
- (2) 「漏水」 引き込まれている給水装置での水漏れをいう。
- (3) 「使用者等」 使用者又は給水装置が設置されている土地若しくは建物を管理すべき者をいう。
- (4) 「一般用」 神戸市水道条例施行規程第6条第1号に規定されているものをいう。
- (5) 「業務用等」 神戸市水道条例施行規程第6条第2号及び第3号に規定されているものをいう。
- (6) 「道路」 公道及び公道に準ずる私道をいう。
- (7) 「メーター装置」 メーターを設置するために必要な給水装置をいう。ただし、メーター上下流の伸縮機能としての鉛製給水管（以下、「鉛管」という。）がある場合は、その鉛管も含む。
- (8) 「メーター上流部」 配水管分岐部からメーターまでの給水装置をいう。ただし、メーター装置の鉛管がある場合は、下流側鉛管（50cm以内）も含む。
- (9) 「止水栓」 一時的に断水するための給水装置をいう。
- (10) 「副止水栓」 一時的に断水するための給水装置のうち、メーターボックス内に収納されている止水栓をいう。
- (11) 「宅地内の第1止水栓」 配水管から分岐した給水装置の宅地内に最初に設置された止水栓をいう。
- (12) 「官民境界又は宅地内の第1止水栓」 宅地内の第1止水栓が官民境界より50cm以内にある場合は宅地内の第1止水栓、ない場合（道路上に第1止水栓がある場合等）は官民境界とすることをいう。
- (13) 「専用給水管」 1戸又は1箇所で専用する給水管をいう。
- (14) 「共用給水本管」 配水管から分岐し、その下流側で専用給水管又は共用給水管が複数分岐する場合の本管部にあたる給水管をいう。
- (15) 「共用給水管」 2戸以上又は2箇所以上で共用する給水管（共用給水本管を除く）をいう。

く)をいう。

- (16)「給水管の付け替え」　配水管又は共用給水管から新たに分岐し、既存の給水管に接続することをいう。
- (17)「戸建て住宅等」　「一般用」のアに規定されているもののうち戸建て住宅、長屋建て住宅及び「一般用」のイに規定されているものをいう。
- (18)「共同住宅」　「一般用」のアに規定されるもののうち、戸建て住宅等以外の住宅をいう。
- (19)「公共施設等」　「一般用」のウに規定されるものをいう。
- (20)「特定空家等」　空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定されるものをいう。

(修繕工事の目的)

第3条 管理者が行う修繕工事は、市民生活に影響を及ぼす漏水を防止し、安全を確保するとともに、有効率の向上を目的として実施する。

(修繕工事を無料とする対象)

第4条 使用者等が適切な給水装置の管理義務を果たしていると判断され、管理者が修繕工事を施行した場合、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等からこれに要する費用を徴収しないことができる。

- (1) メーター上下流パッキンで漏水したとき
- (2) 次のいずれかの給水管において、メーター上流部で漏水したとき
ア 配水管から分岐する戸建て住宅等の専用給水管
イ 複数の使用者等が所有する共用給水本管（公共施設等又は業務用の専用給水管又は共用給水管のみが分岐する共用給水本管は除く。）
ウ イから分岐する戸建て住宅等の専用給水管
- (3) 次のいずれかの給水管において、給水管口径50mm以下の場合は官民境界又は宅地内の第1止水栓上流、75mm以上の場合は官民境界上流で漏水したとき
ア 共同住宅、公共施設等又は業務用等の専用給水管又は共用給水管
イ 単独の使用者等が所有する共用給水本管
ウ 複数の使用者等が所有する共用給水本管のうち、公共施設等又は業務用の専用給水管又は共用給水管のみが分岐するもの。
- (4) 次のいずれかの給水管において、地付けメーター装置（共用水栓及び散水栓を除く）で漏水したとき
ア 2階建て以下の共同住宅の専用給水管
イ 前号イの共用給水本管より分岐する戸建て住宅等の専用給水管
- (5) 戸建て住宅等の地付けメーター装置の鉛管からの漏水により副止水栓設置を含む工事をしたとき（ただし、メーターボックス及び逆止弁付副止水栓の修繕工事に要する材料費は、使用者等の負担とする。）

- (6) 修繕工事に伴うモルタル程度の簡易な舗装復旧をしたとき
- (7) 道路の交通に支障をきたす恐れがあると判断されるとき
- (8) 寒波等の災害時、又は管理者が必要と認める場合において応急止水又は修繕するとき（ただし、使用者等の過失によって発生した漏水の修繕工事に要する費用は、使用者等の負担とする。）

（給水装置の切り離しにおける取扱い）

第5条 給水装置の切り離しにおける取扱いを、次の各号に定める。

- (1) 条例26条の2第1号に該当するとき、使用者等から切り離しの中止を求められた場合は、使用者等の費用負担による修繕工事となる。なお、前条に規定する対象を管理者が修繕工事を施行する場合も含む。
- (2) 条例26条の2第2号に該当するとき、メーター装置を有するものを含む。
- (3) 条例26条の2第3号に規定する管理者が特に必要と認めたときとは、「特定空家等」と認められる空家の給水装置であるとき、又は中止中の給水していない道路散水栓または公園散水栓であるときをいう。
- (4) 給水装置の切り離しに係る給水装置工事（撤去工事）の申込みは免除する。
- (5) 分担金を徴収したものを切り離した場合、再び給水を受けようとするときは、分担金の免除の対象として取り扱う。

（給水装置の切り離し工事）

第6条 給水装置の切り離し工事とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 条例第26条の2第1号の規定により対象の給水装置を配水管又は共用給水管の分歧部分から切り離し道路部から撤去する工事
- (2) 条例第26条の2第2号及び第3号の規定により対象の給水装置を道路部から撤去する工事

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。